

島根県消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、県内における消費生活相談員の人材確保を支援するため、「島根県消費生活人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を島根県に設置し、島根県が行う相談員への就業を希望する有資格者等の把握、登録及び市町村等への人材情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクに登録することができる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 登録試験機関（独立行政法人国民生活センター、一般財団法人日本産業協会）が付与する消費生活相談員の資格を有する者
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (5) 島根県消費生活相談員育成講座を修了した者（修了した年度の翌年度の4月1日から3年間に限る。）

(登録申請及び人材バンクへの登録)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、島根県消費生活相談員人材バンク登録届出書（様式第1号）に必要事項を記入し、環境生活総務課長（以下「課長」とする。）に提出するものとする。

- 2 課長は、人材バンク登録者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、前項の届け出に基づき、リストへの登録を行うものとする。

(登録情報の変更)

第4条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに、課長へ島根県消費生活相談員人材バンク登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 課長は、前項の登録変更届の提出があった場合、速やかに登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第5条 登録者が人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、登録者は、速やかに、課長に島根県消費生活相談員人材バンク登録辞退届（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 課長は、前項の登録辞退届を受理した場合、速やかに申出者に係る登録情報を削除しなければならない。
- 3 課長は、第2条各号に該当しなくなった者について、当該者に係る登録情報を削除する

ものとする。

(リストの活用方法等)

第6条 消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする市町村消費者行政担当課長（以下「市町村担当課長」という。）は、島根県消費生活相談員人材バンク情報提供依頼書（様式第4号）を課長へ提出すものとする。

2 課長は、前項の依頼があったときは、リストに掲載された情報に基づき、速やかに依頼者に対し情報提供すものとする。

3 市町村担当課長は、前項で提供された情報を消費生活相談員の採用に活用すものとする。

4 市町村担当課長は、人材バンクの登録者の採否について、速やかに島根県消費生活相談員人材バンク採否結果報告書（様式第5号）を課長へ提出すものとする。

5 県は、県消費者センターの消費生活相談員を採用する場合に、リストを利用することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 課長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年島根県条例第41号）に基づき、登録者の個人情報を適正に管理すものとする。

2 市町村担当課長は、この要領により知り得た個人情報を前条第1項の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

3 市町村担当課長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 市町村担当課長は、消費生活相談員の採用事務が終了したときは、前条第2項により提供された情報を速やかに廃棄しなければならない。

(登録情報の確認等)

第8条 課長は、必要に応じ、登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。

2 課長は、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、または消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、登録者の登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月27日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月18日から施行する。